

## 一般廃棄物（し尿 及び 生活雑排水） 処理手数料の改定について

### 審議の趣旨

現行の標記手数料は、令和2年4月1日に改定した。

令和4年度末で改定後3年が経過することから、本市「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき、利用者負担額を見直し、手数料の改定について、審議会の意見を求めるもの。

### 改定時期

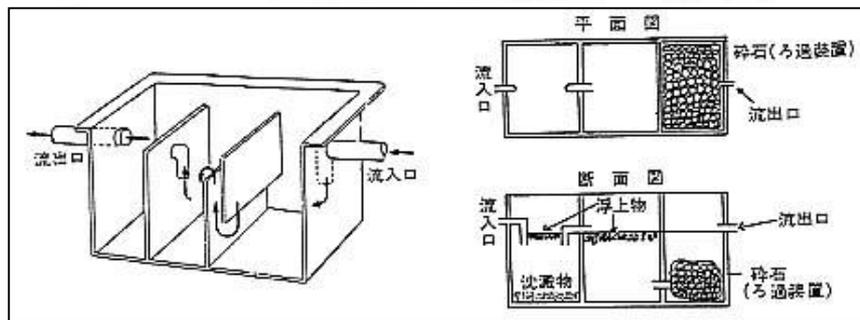
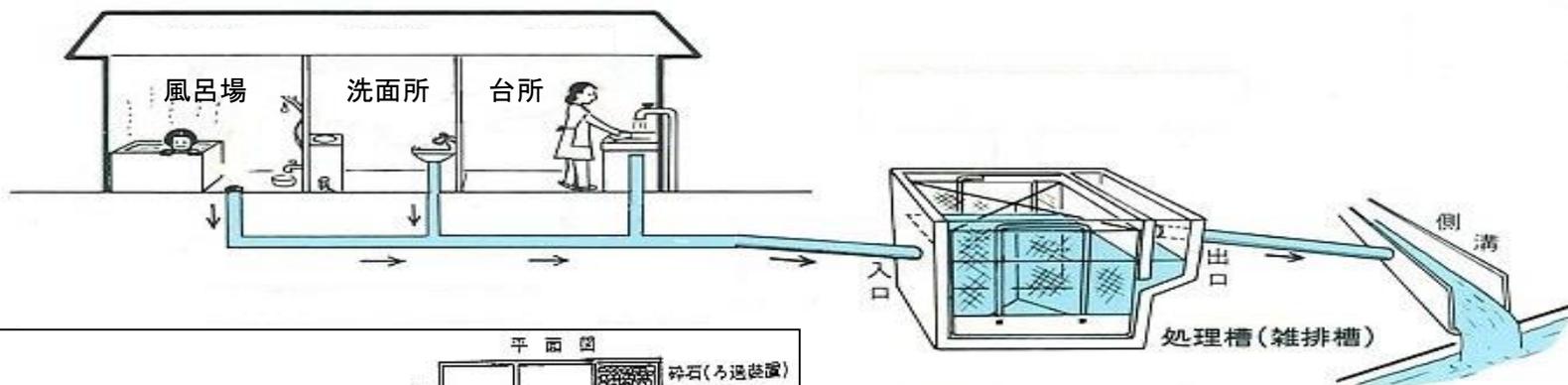
長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正案を令和4年12月市議会に提出し、令和5年4月1日に改定する。

## し尿処理手数料

くみ取り式便所の生し尿、浄化槽の汚泥、農業集落排水施設の汚泥を処理施設へ収集運搬する手数料

- ・浄化槽 合併処理浄化槽(便所・台所・洗面所・風呂場) \* 下線 生活雑排水  
単独処理浄化槽(便所)
- ・農業集落排水 農業集落におけるし尿・生活雑排水を処理する下水道

## 生活雑排水簡易浄化槽の概要と処理手数料



### 処理手数料

性能を維持するため、3か月ごとに行う清掃  
手数料 (簡易浄化槽の洗浄及び汚泥を処理施設へ収集運搬)

## I し尿処理手数料見直しの考え方

収集量

手数料見直しの対象期間 ⇒ R5～R7

収集量の推計は、直近6か年程度の実績から表計算ソフトを用いて算出。  
し尿は、公共下水道への接続・人口減少に伴い今後も緩やかに減少するものと見込むが、浄化槽汚泥と農業集落排水汚泥は、ほぼ横ばいの見込み。

収集原価

=

長野市全体の収集運搬  
に掛かる経費

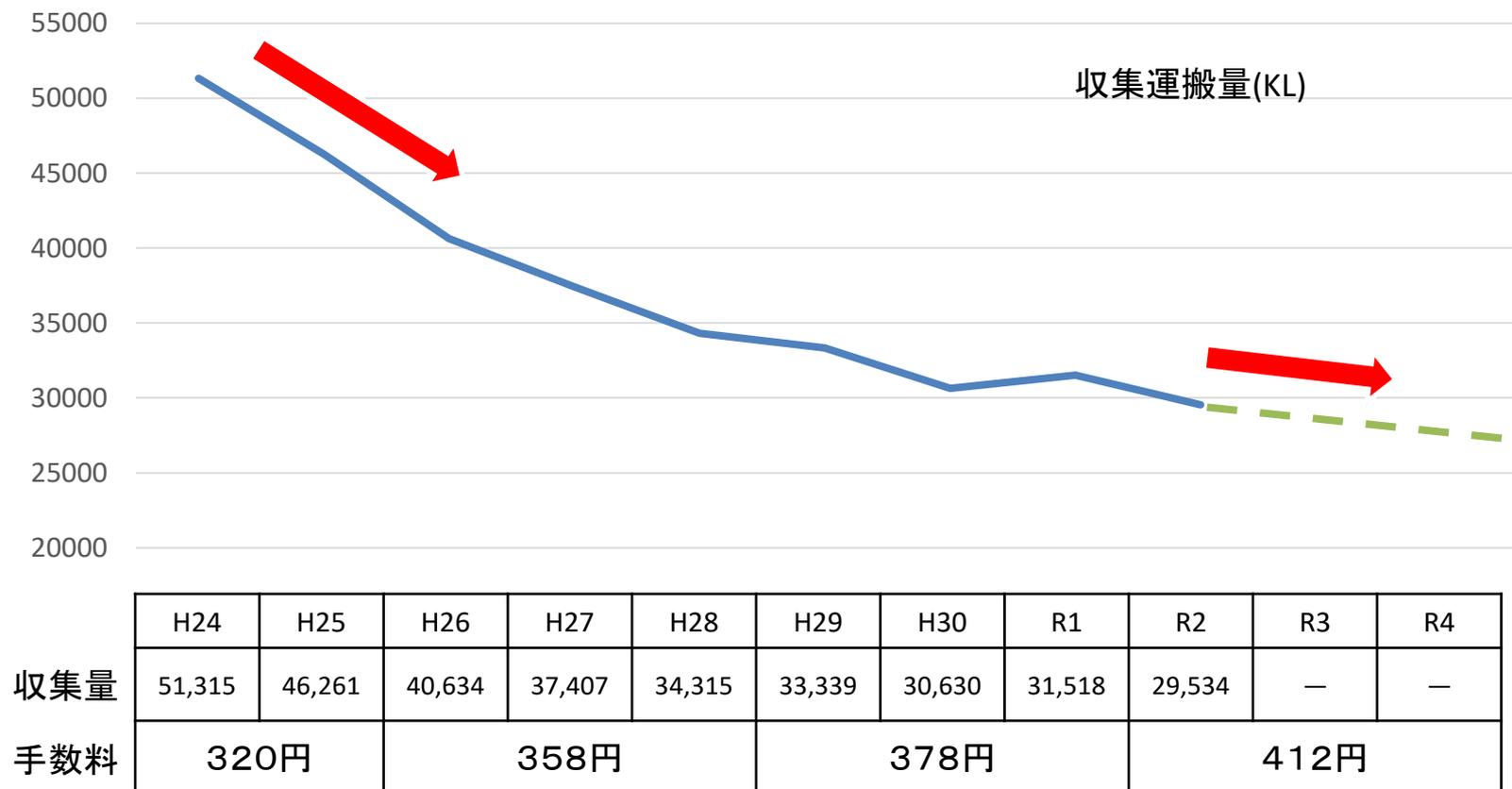
収集量

=

R5～R7  
推計の平均

手数料 = 収集原価 ÷ 収集量(1単位:36L)

## し尿・浄化槽汚泥等収集量と手数料 推移



手数料は、1単位(36L)当たりの金額

## 現行手数料の算定

### し尿収集車両 1台・1か月当たりの収集経費

科目	金額(円)	構成比(%)	内訳
① 人件費	503,469	53	給料・賞与・諸手当・社会保険料等
② 福利厚生費	20,452	2	退職積立金・被服費等
③ 車両費	188,929	20	車両減価償却費・公租公課・保険料等
④ 流動費	120,054	13	修繕費・燃料費・消耗品費等
管理経費	108,278	12	事務諸経費(①～④合計×13%)
合計	941,182	100	

### し尿収集原価

					(税抜き)
1台1か月当たり 収集経費(円) A	稼働台数(台) B	年間収集経費(円) C=A×B×12	年間収集量 (単位) D	収集原価(円) C/D	前回収集 原価(円)
941,182	24.77	279,756,938	745,831	375.09	350.59

※稼働台数は、車両ごとの長野市分業務割合、稼働日数割合から算出

前回比較

6.99%

アップ

◆収集原価(単位当たり)  $375.09 \times 1.1 = 412$ 円(改正前378円) ⇒ +34円 **改定率8.99%**

## Ⅱ 生活雑排水処理手数料見直しの考え方

清掃基数

手数料見直しの対象期間 ⇒ R5～R7

清掃基数の推計は、直近6か年程度の実績から表計算ソフトを用いて算出。簡易浄化槽も、し尿と同様に公共下水道への接続・人口減少に伴い今後も緩やかに減少するものと見込む。



収集原価

=

長野市全体の収集運搬  
に掛かる経費

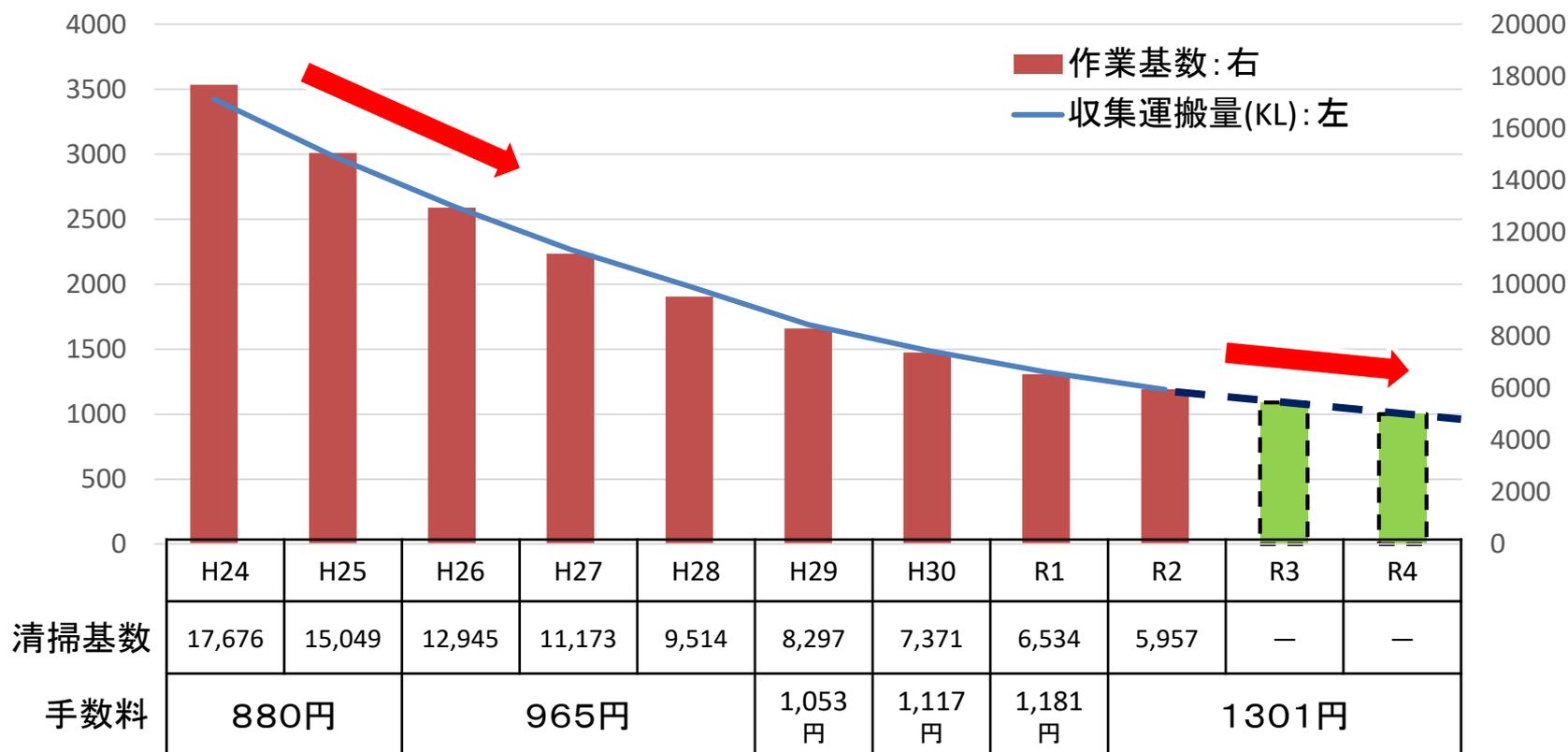
清掃基数

=

R5～R7  
推計の平均

手数料 = 収集原価 ÷ 清掃基数

## 生活雑排水簡易浄化槽汚泥清掃基数・収集量と手数料 推移



手数料は、一般的な簡易浄化槽(150L以上250L未満)の金額

(市から補助後の金額。補助率は平成28年度までは6割であったが、平成29年度から3か年をかけて5割に縮減)

## 現行手数料の算定

### 生活雑排水収集車両 1台・1か月当たりの収集経費

科目	金額(円)	構成比(%)	内訳
① 人件費	511,998	52	給料・賞与・諸手当・社会保険料等
② 福利厚生費	20,074	2	退職積立金・被服費等
③ 車両費	225,731	23	車両減価償却費・公租公課・保険料等
④ 流動費	105,174	11	修繕費・燃料費・消耗品費等
管理経費	112,187	12	事務諸経費(①～④合計×13%)
合計	975,164	100	

### 生活雑排水収集原価

1台1か月当たり 収集経費(円) A	稼働台数(台) B	年間収集経費(円) C=A×B×12	清掃基数 (基) D	収集原価(円) C/D	前回収集 原価(円)
975,164	1.63	19,074,208	5,949	3,206.29	2,969.84

※稼働台数は、稼働日数割合から算出

前回比較

7.96%

アップ

◆収集原価(1基当たり)  $3,206.29 \times 1.1 = 3,526$ 円(改正前3,207円) ⇒ +319円

**改定率9.95%**

◆旧単価に改定率を乗じて手数料を算定(市補助5割)

### Ⅲ 処理手数料の見直しスケジュール

R4年 6月	第1回審議会(諮問)
8月	第2回審議会
10月	審議会(答申)
12月	市議会(条例改正案提出)
R5年 4月1日	条例施行(新手数料)